

国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の
試験及び進級取扱内規

平成16年4月1日制定

令和3年11月15日改正

(趣旨)

第1条 滋賀医科大学の試験及び進級等の取り扱いは、滋賀医科大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この内規による。

(試験)

第2条 学則第37条に基づく試験は、定期試験、追試験、及び再試験とする。

- 2 前項に規定する試験のほか、担当教員は中間試験を随時行うことができる。
- 3 病気その他やむを得ない理由により試験を欠席した者は、学長に医師の診断書又は事由書を付して、特別の理由がない限り該当する試験の実施日から1週間以内に「追試験願」を提出しなければならない。
- 4 第1項に規定する追試験は、定期試験又は再試験に欠席した者で、前項に規定する願出により、正当な理由と認められた者に対して行う。
- 5 第1項に規定する再試験は、定期試験又は定期試験の追試験において不合格となった者に対して行う。
- 6 病気等により、一度も受験の機会を持ち得なかった者で、担当教員の申出により学部教育部門の議を経た場合は、1回に限り受験の機会を与えることができる。

(再試験の回数)

第3条 同一授業科目における再試験の受験回数は、1回限りとする。また、再試験の追試験受験回数についても1回限りとし、再試験を実施する科目については、当該年度ごとに通知する。

(受験資格)

第4条 各授業科目について所定の期間履修した者は、その科目の試験を受けることができる。ただし、各担当教員の定める時間数以上出席しなかった者は、当該科目の試験を受けることができない。

また、出席時間数不足により試験を受けることができなかった者は、当該科目を次年度に再履修しなければその科目の試験を受けることができない。

- 2 2人以上の教員が担当する授業科目の受験資格については、担当教員の合議によるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で、当該科目の担当教員がその理由を認め、かつ学部教育部門の議を経た

場合には、この限りでない。

(成績の評価)

第5条 試験等による学業成績の評価は、秀（90点～100点）、優（80点～89点）、良（70点～79点）、可（60点～69点）及び不可（60点未満）の5種の評語をもって表わし、秀、優、良、可を合格とし不可を不合格とする。

2 前項に定める秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 秀：各授業科目に定める合格基準を達成し、特に優れた成果を修めている。

(2) 優：各授業科目に定める合格基準を達成し、優れた成果を修めている。

(3) 良：各授業科目に定める合格基準を達成し、良好な成果を修めている。

(4) 可：各授業科目に定める合格基準を達成している。

(5) 不可：各授業科目に定める合格基準を達成しておらず、不合格。

3 第1項に規定する5種の評語に基づき成績評価値の平均値、GPA (Grade Point Average) を算出する。その取扱いについて必要な事項は、別に定める。

4 第2条第3項に規定する届出を怠り、試験に欠席した者の場合は、当該試験を不合格とする。

5 2学年にわたって履修する科目（実習は除く）の学年ごとの評価は、合格又は不合格とする。

6 第1項の規定にかかわらず、特定の授業科目の評価は、合格又は不合格とする。特定の授業科目の決定は、学部教育部門が行う。

第6条 第2条第1項及び前条に規定する試験及び成績の評価は、各科目担当教員の責任において行う。

2 2人以上の教員が担当する授業科目の成績の評価は、各担当教員の合議によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず教授を欠く科目の試験及び成績の評価担当者は、教授会の議を経て学長が定める。

第7条 各担当教員の定める時間数以上出席しなかった者には、当該科目の単位修得を認めない。

第8条 学生は、開示された成績の評価について異議があるときは、学部教育部門長に異議を申し立てることができる。その取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(留年)

第9条 第1学年の学年末までに、専門看護科目以外の所定の科目及び必要単位数並びに専門看護科目における第1学年配当の授業科目（別表）をすべて修了するか合格しなければ第2学年への進級を認めない。

- 2 第2学年の学年末までに、専門看護科目以外の所定の科目及び必要単位数並びに専門看護科目における第2学年配当の授業科目(別表)をすべて修了しなければ第3学年への進級を認めない。
- 3 第3学年前期配当の専門看護科目における授業科目(別表)のうち必修科目すべてを修了しなければ、後期配当の実習を履修することができない。
- 4 第3学年の学年末までに、専門看護科目以外の所定の科目及び必要単位数並びに専門看護科目における第3学年配当の授業科目(別表)のうち、実習を除く必修科目をすべて修了しなければ第4学年への進級を認めない。
- 5 第4学年の学年末において、所定の科目及び必要単位数並びに専門看護科目の所定の科目すべてに合格しなければ、修了を認めない。
- 6 第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項で留年になった者は、不合格となった授業科目について、次年度に担当教員の指示により、再履修しなければならない。
- 7 第8条やその他特別な事情により、学生に開示された成績の評価を訂正したことにともない、進級判定もしくは卒業判定の結果を訂正する必要があるときは、教授会の議を経て学長が訂正後の結果を認定する。

第10条 すでに修得又は修了が認定された授業科目の再聴講を希望する者は、当該科目担当教員に聴講願を提出して、許可をえたうえで講義を聴講することができる。

(不正行為)

第11条 試験に際し、自己又は他人のために不正行為を行った者に対しては、不正行為の内容、程度に応じて嚴重に処分する。

- 2 試験に際し、不正行為を行った者に対しては、当該試験科目を不合格とする。
- 3 不正行為の内容が悪質なときは、学期又は学年の試験をすべて無効とすることがある。
- 4 不正行為の内容が著しく悪質であると認められるときは、学則第52条により処分することがある。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、学部教育部門の議を経て学長が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者(第3年次編入学生については平成18年度入学者)から適用する。ただし、平成15年度以前の入学者(第3年次編入学生については、平成17年度以前入学者)については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 19 年度入学者）及び平成 16 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 18 年度入学者）から適用する。ただし、平成 15 年度以前の入学者（第 3 年次編入学生については、平成 17 年度以前入学者）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 8 条別表については、平成 17 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 19 年度入学者）から適用する。ただし、平成 16 年度以前の入学者（第 3 年次編入学生については、平成 18 年度以前入学者）については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度入学者から適用する。ただし、平成 18 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 23 年度入学者）から適用する。ただし、平成 20 年度以前の入学者（第 3 年次編入学生については、平成 22 年度以前の入学者）については、なお、従前の例による。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 26 年度入学者）から適用する。ただし、平成 23 年度以前の入学者（第 3 年次編入学生については、平成 25 年度以前の入学者）については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 29 年度入学者）から適用する。

- 2 平成26年度以前の入学者（第3年次編入学生については平成28年度以前の入学者）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者（第3年次編入学生については平成30年度入学者）から適用する。
- 2 平成27年度以前の入学者（第3年次編入学生については平成29年度以前の入学者）については、なお従前の例による。ただし、第5条第2項、第8条及び第9条第7項については、平成28年4月1日に在籍する者から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者（第3年次編入学生については令和3年度入学者）から適用する。
- 2 平成30年度以前の入学者（第3年次編入学生については令和2年度以前の入学者）については、なお従前の例による。ただし、第2条第3項については、平成31年4月1日に在籍する者から適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和3年11月15日から施行する。

(別表)

専門看護科目 学年別授業科目表

第1学年配当授業科目

(前期) 看護学概論Ⅰ, 基礎看護技術Ⅰ, 早期体験実習

(後期) フィジカルアセスメント, 看護学概論Ⅱ, 看護過程Ⅰ, 基礎看護技術Ⅱ,
医療の倫理Ⅰ, 基礎看護学実習Ⅰ

第2学年配当授業科目

(前期) 看護過程Ⅱ, 基礎看護技術Ⅲ, 成人保健看護学概論, 老年保健看護学概論,
小児保健看護学概論, ウィメンズヘルス学, 母性看護学概論, 精神
保健看護学概論, 医療の倫理Ⅱ, 基礎看護学実習Ⅱ

(後期) 成人保健看護学各論, 老年保健看護学各論, 小児保健看護学各論, 母性
看護学実践論, 精神保健看護学各論, 訪問看護学概論, 訪問看護学各
論, 看護学研究方法論

第3学年配当授業科目

(前期) 看護倫理, 看護管理論, 成人期 NCD 看護実践論, 成人期がん看護実践
論, 成人期周術期看護実践論, 老年保健看護学実践論, 小児保健看護学
実践論, 精神保健看護学実践論, 訪問看護学実践論, 看護実践特別演習

(後期) 地域医療展開論, 地域医療展開論演習, 母性看護学実習, 小児保健看護
学実習, 成人保健看護学実習Ⅰ, 成人保健看護学実習Ⅱ, 老年保健看護
学実習Ⅰ, 老年保健看護学実習Ⅱ, 精神保健看護学実習, 訪問看護学実
習, 地域医療展開論実習Ⅰ

第4学年配当授業科目

(前期) 母性看護学実習, 小児保健看護学実習, 成人保健看護学実習Ⅰ, 成人保
健看護学実習Ⅱ, 老年保健看護学実習Ⅰ, 老年保健看護学実習Ⅱ, 精神
保健看護学実習, 訪問看護学実習, 統合看護学実習, 地域医療展開論実
習Ⅱ

(後期) 法医看護学, 看護統合実践特論

(通年) 看護学研究, 国際看護研究